

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業
入札説明書等に対する質問（第1回）への回答

令和6年11月

府 中 市

■入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	7	4	(1)	イ(ア) c	共通の要件	「令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」とありますが、参加資格審査申請書類受付期限日の時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格において最新である令和6・7年度の府中市入札参加資格を有していることで問題ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	15	4	(3)	キ	対面での対話の開催	対面での対話について、参加資格が認められた入札参加者の一次下請け企業の参加をお認めいただけますでしょうか。	一次下請け企業の参加を可とします。なお、対面対話実施要領は参加資格審査申請時に配布します。
3	17	4	(3)	ケ(ウ) e (b)	設計図書	(b) 提案仕様書 (要求水準書を元に提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの)とありますが、「提案仕様記載用フォーマット」は入札参加資格申請を提出し、審査を通過した後に提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	23	6	(5)	イ(ア)	管理運営委託料の構成	本事業では 要求水準書記載の各年度処理量のごみを処理することとして、管理運営委託料を算定します。運営期間中の処理ごみ量が定常的に計画値から大きく増減した場合は、人件費、修繕費へ影響が与えられるため、管理運営委託料の改定について協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	運営期間中の処理ごみ量が定常的に計画値から著しく増減した場合は、管理運営委託料の改定について協議します。
5	24	6	(5)	イ(イ)	物価変動による改定	物価変動時の手続きは、都度の契約変更は不要で、協議や確認通知程度のやり取りで対応可能と理解してよろしいでしょうか。	物価変動時の手続きは入札説明書 (P24) 6(5) イ(イ) に示す改定を行う限りにおいては契約変更手続きは不要です。 なお、物価変動時の協議にあつては、指標の確認及び改定額の算定等の必要な資料の作成が求められることを予めご想定ください。
6	24	6	(5)	イ(イ) a	改定の条件	a 改定の条件について、管理運営委託料の改定 は、運営開始初年度から実施されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営開始前年度に運営開始年度の物価改定の改定の有無の確認を行うための書面での報告を行ってください。
7	25	6	(5)	イ(イ) d	消費税及び地方消費税の改正による改定	本記載は管理運営期間中と限定されております が、設計建設期間中に消費税及び地方税が改正された場合についても本記載を適用いただけますでしょうか。	設計建設期間中に消費税及び地方消費税が改正される場合も改定内容に合わせて市は事業者への支払に係る消費税及び地方消費税を支払います。
8	25	6	(5)	ウ	リスク管理の方針	本事業に伴うリスク分担を明確化するため、特定事業契約に沿ったリスク分担表をお示しいただけますでしょうか。お示しいただけない場合、リスク分担は原則として再公告前の実施方針に基づくものとして考えてよろしいでしょうか。	リスク分担表は示しません。特定事業契約をご確認ください。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	4	第1章	第3節	1	関係法令の遵守	公共施設景観整備方針とは具体的にどのような基準でしょうか、貴市独自の方針でしょうかご教授願います。	具体的な内容は資料により提示可能です。資料提示を希望の場合には市へご連絡ください。
2	6	第1章	第4節	1	適用範囲	「本書に明記されない～完備しなければならない」とありますが、「当然必要と思われるもの」に関して貴市と事業者の間の認識に相違がある場合は、その都度協議していただくようお願い致します。	協議に応じます。
3	14	第1章	第7節	2(2)4)	表1-2性能保証項目	12機械関係諸室内温度の項目がありますが、手選別など機械と作業員が共存する諸室との理解でよろしいでしょうか。	「手選別など機械と作業員が共存する諸室」ではなく、工場棟等で機械が設置される諸室です。
4	14	第1章	第7節	2(2)4)	表1-2性能保証項目	13空調設備の項目がありますが、居室や見学者用諸室が対象で、シャワー室やスポット空調の手選別室は対象外との理解でよろしいでしょうか。	居室、見学者用諸室、手選別室を対象とします。
5	15	第1章	第8節	1(2)	施工の契約不適合	柱書のなお書に記載された「重大な過失」とは、最高裁判例の示す通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	16	第1章	第8節	6(3)	契約不適合責任の免責事項	「(3)自然災害等の不可抗力に起因する場合」には、天災だけが該当するわけではなく、第三者による放火、窃盗や毀損行為も当該不可抗力に該当すると理解してよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を尽くしたにもかかわらず、ご質問のような第三者の行為が発生した場合に限り、ご理解のとおりです。
7	21	第1章	第10節	5	実施設計の変更	実施設計期間中および実施設計完了後に、要求水準に適合しているが、貴市の指示により設計変更が生じた場合は、協議対象であるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対応は、建設工事請負契約書の第19条によりますが、要求水準への適合については、事業者の判断で決まるものではなく、本市が事業者からの承諾対象となる図書等の審査において、要求水準への適合を確認し、判断するものであり、その結果必要に応じて適合を求める可能性がある点については留意願います。
8	24	第1章	第11節	3(2)2) ③	現場管理	配置技術者の専任期間について国土交通省発行の「監理技術者制度運用マニュアル 国土建第349号 三 2 監理技術者等の専任期間」に記載されているように本工事においても請負契約締結後、現地工事に着手するまでの設計及び工場製作期間については、工事現場への専任は不要と考えてよろしいでしょうか。また、コリンズ登録については、現地工事着手までの期間を工場製作期間として設計を監理する技術者を登録し、現地工事期間は施工を監理する技術者を登録できるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	25	第1章	第11節	6(1)	工事の責任者	担当責任者は一部の工種において、複数の工種の責任者として兼務することは可能でしょうか。また、一次下請け企業からも担当責任者を選任してもよろしいでしょうか。	前段について、各工種の責任者として、本市との円滑な協議や各種の対応に支障がないことを前提に可とします。後段については、土木建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事の担当責任者は一次下請け企業からの選任も可とします。
10	25	第1章	第11節	6(2)	電気主任技術者の配置	選任期間は新設建物の受変電設備が設置された後、受電してから引渡しまでの期間、という理解でよろしいでしょうか。	電気事業法第43条の規定及び関係官公署の指導に基づき、必要な時期に選任し、配置してください。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
11	26	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	本事業の敷地内の地中障害物の図面等をご提示お願い致します。「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け建設事業者の負担において適切に処分する。」とありますが、事前に提示頂く図面等により机上で確認できるものは建設事業者の負担で処分し、机上で確認できない地中障害は、不可抗力のため、協議結果に応じて、工期の延長をお認めいただき、工期延長に伴う追加費用や撤去・処分費用については、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、別添資料17を参照ください。後段については、事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見することができない大規模な地中障害があった場合は、費用負担及び工期の所掌を含めて協議に応じます。
12	27	第1章	第11節	7(11)	仮場内整理	『特定事業契約締結後、速やかに、管理棟西側と構内道路の間のスペースを解体し』とありますが、受注者にて敷地内の土壌汚染調査を実施せずに施工できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	27	第1章	第11節	7(11)	仮場内整理	仮場内整理の場所に監督員用現場事務所を計画していましたが、利用可能な空地に制限があるため、監督員用現場事務所は仮場内整理後に同所内に設営してもよろしいでしょうか。	工事の進捗や品質に問題なく、かつ既存施設の運営及びそれに係る作業員や搬入出車両等の安全に影響がない場合は、提案を認めます。
14	27	第1章	第11節	7(13)2)	仮設物	資材の仮置スペース、仮設事務所の設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、監督員の指示を受けて敷地内に設置する。とありますが、予定している場所および使用可能な面積がありましたら仮設計画の検討のためにご教示をお願いします。	事業者の提案を踏まえ、協議のうえ決定します。
15	27	第1章	第11節	7(13)2)	仮設物	仮設事務所、工事用車両駐車スペース及び監督員用現場事務所は敷地内に設置することが困難な場合、隣地の市所有地は借地可能でしょうか。また、来場者対応が可能な会議スペースは既存資源棟の会議室等を借用可能でしょうか。	前段については、市の所有する近隣の土地の借地は不可です。なお、必要な場合は、工事用車両駐車スペースを本敷地外で事業者の負担で確保してください。後段については、既存資源棟の会議室は市が使用しない範囲において借用可能です。
16	27	第1章	第11節	7(13)4)	仮設物	4)監督員用現場事務所（60㎡程度）とありますが、確保が困難である場合、面積は事業者の提案とすることをお認め願います。また施工監理業者用の事務所と理解してよろしいでしょうか。	前段については、事業者提案を認めます。後段については、市監督員及び施工監理業者用です。
17	28	第1章	第11節	7(14)3)	施工方法及び建設公害対策	工事用車両における洗車等の記載はありますが、現在、施設運用で使用している洗車場があり移設が必要でしたら教示をお願いします。また、その排水については下水道放流でよろしいでしょうか。または既設を移設または新設する除害施設で処理する必要があるのでしょうか。ご教示をお願いします。	現在、洗車場はありません。洗車場からの排水は除害施設で処理する必要があります。
18	28	第1章	第11節	7(14)	施工方法及び建設公害対策	排水は工事用貯留池にと記載されていますが、既存を移設または新設した除害施設を利用することは可能でしょうか。	工事用排水に除害施設を利用することは認められません。
19	33	第1章	第14節		引渡し	令和11年12月から新施設が稼働となりますが、この時点で部分引渡しとし、部分引渡し対象施設における契約不適合期間の開始と認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	34	第2章	第1節	6(5)	災害を踏まえた施設	「災害廃棄物の仮置・分別作業が可能な仮置場」は屋外可という理解でよろしいでしょうか。また跡地整備工事で整備する駐車場などと兼用でもよろしいでしょうか。想定する面積がありましたらご教示をお願いします。	前段については、ご理解のとおりです。中段、後段については、事業者の提案とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
21	36	第2章	第1節	6(1)	災害を踏まえた施設	「災害時も処理の継続が可能」とありますが、商用電源、水道などのライフラインの断絶がなく、それらの供給が安定でありプラント稼働が可能な限りにおいて、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、災害後の早期復旧が可能な施設としてください。
22	42	第2章	第2節	3(3)	表2-6搬入時の貯留方法・貯留容量	備考欄に「小型充電式電池の絶縁処理」とありますが、一般社団法人JBRCが規定する引取り基準に則った処理方法という理解でよろしいでしょうか。	電池の種類に関係なく、プラス極とマイナス極の金属端子部にテープ等を貼って絶縁処理を行い、ドラム缶又はフレコンバックで保管してください。
23	42	第2章	第2節	3(3)	表2-6搬入時の貯留方法・貯留容量	「スプレー缶の穴空け」とありますが、穴明けしたスプレー缶は圧縮機でプレスせず、不適物として搬出する、という理解でよろしいでしょうか。	スプレー缶のみのプレス品の成型を可能としてください。
24	43	第2章	第2節	3(4)	表2-7搬入時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量	スチール缶の圧縮プレス品の搬出車両はダンプ車と記載されていますが、荷姿はパレットは使用せず、バラ積みという理解でよろしいでしょうか。83頁の8 圧縮かんストックヤード(7)特記事項1)では「圧縮かんはパレット積みとする」と記載されておりますのでご教示お願い致します。	前段については、パレットを使用せず、圧縮プレス品をダンプ車へ荷積みです。 後段については、圧縮かんのパレット積みは不要とします。
25	43	第2章	第2節	3(4)	表2-7搬入時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量	搬出車両について「ダンプセミトレーラ（22t）」「トレーラ（20t）」の参考図面をご提示をお願いします。	車両メーカーによらず搬出が可能なおようにご提案ください。
26	48	第2章	第2節	5(3)	施設配置・配置動線等	一般持込車の計量器への動線について対面となることもお認め頂くことは可能でしょうか。また既存計量器の改修を行う期間は、敷地内に仮設計量器の設置が必要となる理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご提案いただくことは可能です。 後段については、仮設計量器の設置は不要です。
27	53	第3章	第1節	1(4)4)	特記事項	階段の角度は40度以下とありますが、プラント機械架台・点検歩廊等は45度以下とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	主要通路は原案のとおりであり、その他の個所はご理解のとおりです。
28	55	第3章	第1節	6(3)	地震対策	「必要容量の防油堤を設ける」とありますが、消防指導確認で不要との判断であれば、設置しないこともお認め頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。
29	56	第3章	第1節	7(9)	コンベヤ類	「コンベヤの両側に点検歩廊を設ける」とありますが、急傾斜コンベヤは除くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	57	第3章	第1節	8(3)8)	発火初期対策	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。（例：Eメールによる通知等）	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
31	58	第3章	第2節	1(5)2)	特記事項	「このデータ処理装置は～同一システム又は～データ転送を行う」とありますが、既存のごみ計量機との連携はなしとすることもお認め願います。（メーカーが違う場合は連携は不可）また運用上問題ないため、計量機のデータ処理装置は中央監視盤のデータ処理装置と独立したものでよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
32	59	第3章	第2節	2(5)2)	特記事項	「管理棟のデータ処理装置は～代替施設へ移動した際、その場所でも使用可能なこと」とありますが、代替施設使用時は既存計量棟のデータ処理装置のみ運用頂くことをお認め頂けますでしょうか。代替施設が現時点で決定していない限り、代替施設へデータ処理装置を設置する費用を計上することができません。	原案のとおりとします。
33	60	第3章	第2節	2(5)9)	特記事項	計量システムのPCをインターネットに接続することは情報セキュリティ上問題があるため、受付システムのPCは貴市から支給頂き、設置するための置台・デスクを用意するもの、という理解でよろしいでしょうか。	計量システムのPCとは別に、市が指定する粗大ごみ受付システムの操作用パソコンを事業者が設けてください。
34	60	第3章	第2節	3(1)	プラットフォーム出入口扉（土木・建築工事に含む）	重量スチールシャッター＋シートシャッターとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	原則、出入口扉の開け放しでの運用は認められない為、強風時のシートシャッターの耐久性を確保するとともに耐久度を超える風圧時でも車両の渋滞等への影響を考慮したシャッターとしてください。
35	61	第3章	第2節	5(6)	ランプウェイ	「ランプウェイの下部スペースを有効活用できるものとする」とありますが、貯留ヤードとした場合、屋外の搬出車両への積込み作業をお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）P48で「ごみや搬出物の屋外（ランプウェイ下は除く）での保管、屋外作業は行わないこと。」としておりますが、ランプウェイの下部スペースを貯留ヤードとすることは不可とします。
36	61	第3章	第2節	6(4)	プラットフォーム主要項目	「3)高さ7m以上」とありますが、機械式ごみ収集車などのダンブアップが無く、平ボディ車からの荷下ろし等をするエリアにおいては、運用に支障のない高さに下げてもよろしいでしょうか。	実施設計協議によります。ただし、必要に応じて対面対話にて想定平面図で確認することも可能です。
37	61	第3章	第2節	6(5)4)	特記事項	燃やさないごみから製品プラスチックを可能な限り受入時で別途回収するためのごみの荷下ろし・展開・分別を考慮したスペースを確保すること。とありますが、燃やさないごみはごみピットへ直接投入する計画ですので、燃やさないごみ手選別コンベヤ上で分別する計画でもよろしいでしょうか。	燃やさないごみ手選別コンベヤ上で製品プラスチックを分別することについてご提案いただくことは可能です。
38	64	第3章	第2節	2(5)13)	特記事項	「泡消火も可能なよう消火用自動放水銃」とありますが、自動放水銃による消火散水との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	64	第3章	第2節	2(5)14)	特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	64	第3章	第2節	2(5)15)	特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。（例：Eメールによる通知等）	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
41	64	第3章	第2節	2(5)16)	特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットフォームとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	65	第3章	第3節	3(11)7)	特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。
43	66	第3章	第3節	3(11)10)	特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	省エネにも配慮していただく前提で、点検用の照明がなくても点検作業に支障がない場合は、事業者提案も可とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
44	66	第3章	第3節	6	燃やさないごみ破袋・除袋機	本装置は、収集袋を引裂き、内容物のほぐし・ばらしを行うものである。とあり、袋を取り除く除袋機能の記載はありませんので破袋機との理解でよろしいでしょうか。	本装置は、破袋・除袋機を想定していますが、破袋機でご提案いただくことは可能です。
45	67	第3章	第3節	7(4)10	特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可とします。ただし、管理運営業務において作業効率等の観点は配慮ください。
46	68	第3章	第3節	7(4)13	特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	No.76と同等の提案であれば事業者提案を可能とします。それ以外の提案であれば、必要に応じて対面対話にて同等以上の内容かについて確認することも可能です。
47	75	第3章	第3節	22(4)3	主要機器(1基につき)	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるためです。	原案のとおりとします。
48	77	第3章	第3節	24(4)3	主要機器(1基につき)	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるためです。	原案のとおりとします。
49	78	第3章	第3節	26(4)3	主要機器(1基につき)	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるためです。	原案のとおりとします。
50	79	第3章	第3節	28(4)3	主要機器(1基につき)	貯留量の監視目的のためであれば、レベルセンサーとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。10tダンプへの積載に関して、積載物の嵩比重が軽いため、重量よりも荷台の容積により、搬出量が制限を受けます。このため、重量を監視する意味がなく、貯留容積を監視することが重要となるためです。	原案のとおりとします。
51	81	第3章	第4節	4(4)9	特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることもお認め願います。	事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可とします。ただし、管理運営業務において作業効率等の観点は配慮ください。
52	81	第3章	第4節	4(4)12	特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることもお認め頂くことは可能でしょうか。	No.76と同等の提案であれば事業者提案を可能とします。それ以外の提案であれば、必要に応じて対面対話にて同等以上の内容かについて確認することも可能です。
53	83	第3章	第4節	8	特記事項	パレット積みとありますが、41頁表2-7では搬出車両はダンプ車とあります。荷姿はパレット積みではなく、バラ積みではないでしょうか。また荷姿がパレット積みの場合、空パレット保管指定数量をご教示ください。なお空パレットについては引取り業者が持参するという理解でよろしいでしょうか。	荷姿は、パレットを使用せず、圧縮プレス品をダンプ車へ荷積みです。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
54	84	第3章	第5節	3	コンテナ反転装置	びんの割れ防止を考慮した場合、コンテナ反転を行うのではなく、コンテナ荷姿で上階に輸送し、びん自動選別装置は設けず、ローラコンベヤ型式の手選別コンベヤでコンテナからびんを取り出して色別に手選別のみを行う形態のライン構成とすることを認め頂くことは可能でしょうか。	性能保証値を満たす範囲において、びん処理系列の機器構成をご提案いただくことは可能です。
55	85	第3章	第5節	5	びん自動選別装置	本装置は機器構成が多大になり、消費電力・ユーティリティの増大、維持管理負担の増大があることから、本装置の採用を無くし、手選別のみによる選別方式によるライン構成とすることも認め頂けますでしょうか。また本装置が必須であるとする場合は、全量を分別できるものではありませんが、手選別の補助装置としてのピッキング装置を手選別コンベヤの上流部に設置する案も認め頂くことは可能でしょうか。	性能保証値を満たす範囲において、びん処理系列の機器構成をご提案いただくことは可能です。
56	85	第3章	第5節	6	びん手選別コンベヤ	びんの割れ防止を考慮した場合、コンテナ反転を行うのではなく、コンテナ荷姿上で上階に輸送し、ローラコンベヤ型式の手選別コンベヤでコンテナからびんを取り出して色別に手選別のみを行う形態のライン構成とすることも認め頂くことは可能でしょうか。	性能保証値を満たす範囲において、びん処理系列の機器構成をご提案いただくことは可能です。
57	86	第3章	第5節	6(4)13)	特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることを認め頂くことは可能でしょうか。	事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可とします。ただし、管理運営業務において作業効率等の観点は配慮ください。
58	86	第3章	第5節	6(4)16)	特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることを認め頂くことは可能でしょうか。	No.76と同等の提案であれば事業者提案を可能とします。それ以外の提案であれば、必要に応じて対面対話にて同等以上の内容かについて確認することも可能です。
59	87	第3章	第5節	10	コンテナ自動洗浄装置	省スペースを図るため、本装置の設置の可否は提案とすることも認め頂けますでしょうか。本装置の設置が必須であれば、ライン上ではなく別置きとすることも認め願います。	本装置は設置してください。設置場所については、実施設計時に協議します。なお、要求水準書（設計・建設業務編）全般において、将来的な人手不足への対応を考慮した処理システムの機械化・先鋭化を期待しており、その点に留意して提案を検討ください。
60	89	第3章	第5節	2(5)13)	特記事項	「泡消火も可能なよう消火用自動放水銃」とありますが、自動放水銃による消火散水との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の個所が確認できません。第6節2(5)13)を意図されている場合は、泡消火にも切り替え可能な放水銃システムとしてください。
61	89	第3章	第5節	2(5)14)	特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ゴミピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の個所が確認できません。第6節2(5)14)を意図されている場合は、ご理解のとおりです。
62	89	第3章	第5節	2(5)15)	特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。（例：Eメールによる通知等）	ご質問の個所が確認できません。第6節2(5)15)を意図されている場合は、通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
63	89	第3章	第5節	2(5)16)	特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットフォームとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の個所が確認できません。第6節2(5)16)を意図されている場合は、ご理解のとおりです。
64	91	第3章	第5節	3(11)8)	特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することも認め頂くことは可能でしょうか。	ご質問の個所が確認できません。第6節3(11)8)を意図されている場合は、前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
65	91	第3章	第5節	3(11)11)	特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の個所が確認できません。第6節3(11)11)を意図されている場合は、省エネにも配慮していただく前提で、点検用の照明がなくても点検作業に支障がない場合は、事業者提案も可とします。
66	92	第3章	第6節	6(4)9)	特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可とします。ただし、管理運営業務において作業効率等の観点は配慮ください。
67	92	第3章	第6節	6(4)12)	特記事項	「状況を確認することができる～モニタガイダンス表示」とありますが、パトライトとすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	No.76と同等の提案であれば事業者提案を可能とします。それ以外の提案であれば、必要に応じて対面対話にて同等以上の内容かについて確認することも可能です。
68	92	第3章	第6節	7(4)1)	成形品	成形品寸法が600mm×400mm×300mmと指定がありますが、(財)日本容器包装リサイクル協会が規定する他のサイズ(1m×1m×1m、0.6m×0.6m×0.4m)の採用もお認め頂けますでしょうか。成形品のサイズが小さい場合は機器設置の台数も多くなるため省スペースの観点から成形品のサイズは大きくする方が良く考えます。	成形品の寸法についてご提案いただくことは可能です。
69	95	第3章	第7節	2(5)14)	特記事項	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	95	第3章	第7節	2(5)15)	特記事項	「無人時における火災通知設備を設置」とありますが、通知方法・通知先については提案によるものという理解でよろしいでしょうか。(例：Eメールによる通知等)	通知方法については、事業者の提案とします。通知先については、実施設計時に協議します。
71	95	第3章	第7節	2(5)16)	特記事項	「前室に消火栓を設置すること」とありますが、前室とはプラットフォームとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	97	第3章	第7節	3(11)8)	特記事項	点検歩廊幅は幅600mm以上とありますが、クレーン構造規格・クレーン等安全規格で規定されている通り、建築柱のある部分は400mm以上で良いという理解でよろしいでしょうか。また両側の点検歩廊の渡りについては、クレーンガーダー上を利用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	前段については、関係法令等を遵守できる場合にはご理解のとおりです。後段については、関係法令等を遵守できる場合には可能です。
73	97	第3章	第7節	3(11)11)	特記事項	クレーンの停止位置に点検用の照明とありますが、クレーン軌道範囲の高天井照明で照度が十分な場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	省エネにも配慮していただく前提で、点検用の照明がなくても点検作業に支障がない場合は、事業者提案も可とします。
74	98	第3章	第7節	7(1)	プラスチック破袋物搬送コンベヤ	エプロンコンベヤの指定がありますが、ベルトコンベヤでも強度等に問題はありませんで、電動機容量低減のためにベルトコンベヤでもよろしいでしょうか。リチウムイオン電池等を由来とする火災に備えて難燃性のものとします。	ご質問の提案であれば可とします。
75	99	第3章	第7節	9(4)10)	特記事項	「スポット空調を設けること」とありますが、室内全般空調とすることをお認め頂くことは可能でしょうか。	事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可とします。ただし、管理運営業務において作業効率等の観点は配慮ください。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
76	99	第3章	第7節	9(4)13)	特記事項	「アナウンス及び室内モニタガイドランス表示を行うこと。」との記載について、電子ブザーによるアナウンス及び、状態表示を行うための積層型表示灯により表示することで計画しておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。想定されている方法がありましたら、ご教示をお願いします。	ご質問の提案であれば可とします。
77	99	第3章	第7節	9(4)14)	特記事項	「容器包装プラスチック及び製品プラスチックを別々に搬出できるものとする」とありますが、製品プラスチックは減容圧縮はせず、コンテナもしくはバンカ貯留とする理解でよろしいでしょうか。製品プラスチックは容器包装プラスチックと違い、軟質フィルム系ではなく、硬質系であるため、圧縮性・反発性が乏しく、圧縮梱包に適しておりません。このため、別途搬出する場合は圧縮等の処理は行わずそのままの状態、貯留・搬出する、という理解でよろしいでしょうか。尚、一定の割合で混合圧縮することでもよろしいでしょうか。	製品プラスチックは、容器包装プラスチックと混合圧縮する方法と別々に搬出する方法の両方に対応できるようにして頂く必要があります。そのうえで、別々に搬出する場合の製品プラスチックの貯留・搬出方法は、ご理解のとおりです。現段階では、両方の方法をどの程度の割合で運用していくかは未定です。管理運営編の資源化業務における情報提供も踏まえ、年度単位で決定していくことを想定しています。ただし、混合圧縮する際に圧縮成形能力を超える量の製品プラスチックが混入する場合は、製品プラスチックの混入割合を管理して頂くこととなります。
78	99	第3章	第7節	9(4)15)	特記事項	「選別支援機器の導入を検討すること」とありますが、手選別コンベヤの前段に重量プラスチックと軽量プラスチックを比重差選別する装置を設けることで不適物の発見をしやすくする、という理解でよろしいでしょうか。	施設の先鋭化を意図した記載であり、その点に留意した提案を期待しています。
79	99	第3章	第7節	10	プラスチック圧縮梱包機	本機器はプラスチックの中から製品プラスチックを除き、容器包装プラスチックのみを圧縮梱包する性能を有するもの、という理解でよろしいでしょうか。	本機器は、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合物を圧縮梱包する性能を有するものです。
80	100	第3章	第7節	10(6)5)	特記事項	「一時貯留（パレット積み）」とありますが、1m角サイズのベールであることから、貯留及び搬出荷姿ともパレットは不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	100	第3章	第7節	10(6)7)	特記事項	製品プラスチックについては、容器包装プラスチックとは別々に搬出する場合があることを考慮し、別途選別・搬送・貯留・搬出できるものとする。とありますが、圧縮梱包の記載がなく、製品プラスチック単独では圧縮、梱包が困難なためコンテナ貯留等により搬出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	101	第3章	第8節	2	ふとん破砕機	本機器は布団の処理をする以外に、ラインの有効活用を行うため、金物等を除去した木製家具など、可燃性粗大ごみ全般の処理を兼用することもお認め頂くことは可能でしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）P38に示す処理能力のふとん破砕機について、運用上、可燃性粗大ごみ全般の処理に兼用することについてご提案いただくことは可能です。
83	104	第3章	第10節	2(1)	設計基準	「ミニマムフローを設ける」とありますが、圧力制御式給水ユニットを採用し、圧力検知による自動発停とすることもお認め願います。	圧力制御式給水ユニットをご提案いただくことは可能です。
84	104	第3章	第10節	2(5)	設計基準	「料金積算用計量装置はセキュリティ範囲外設置とする」とありますが、水道局貸与のメーターを宅外に本工事で設置するという理解でよろしいでしょうか。	料金積算用計量装置は本施設内に設置としますが、その位置については、協議の上、東京都水道局の管理に支障がない位置としてください。
85	106	第3章	第12節	4(3)2)⑤	収納機器	高圧受電盤への収納機器に「電力会社支給品」とありますが、構内第一柱への設置もお認めいただけますでしょうか。	電力会社との協議により構内第一柱への設置の方がメリットがあれば可とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
86	107	第3章	第12節	5(4)6)	特記事項	『遮断機の開閉は電気室及び中央操作室からの操作が可能とする。』との記載がありますが、安全上の観点から、中央操作室からの操作は除外としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
87	111	第3章	第12節	12	無停電電源装置	初期費用、維持管理費用削減のため、(1)項の直流電源装置をとりやめ、無停電電源装置を汎用ミニUPSへ変更することをお認めいただけないでしょうか。(汎用ミニUPSにより交流電源で停電補償することをお認めいただけますでしょうか。)	全停電で非常用発電機の起動が無い状態で10分以上必要な電源が供給できる容量が確保できる装置であれば汎用等は問いません。
88	113	第3章	第13節	1(3)	計画概要	『主要(重要)部分は、2重化システムとし、』との記載がありますが、主要部分とはオペレータコンソールのハードディスクのことで、2重化とはハードディスクの二重化との考えでよろしいでしょうか。	ハードディスクの二重化のみではありません。データ処理装置、オペレータコンソール、各プロセスコントロールステーション、各シーケンス制御盤、各動力制御盤などがデータベース含めて二重化され、単純なハードワイヤの断線程度では容易にダウンしないようなシステムのことで。
89	113	第3章	第13節	1(7)	計画概要	「電気もしくは圧縮空気…」との記載がありますが、リサイクル施設ではエアダンプ等のエアにより作動させる機器はございません。つきましては、本記載の“圧縮空気”については、除外としてもよろしいでしょうか。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
90	114	第3章	第13節	3(1)	一般計装センサー	プラント設備運転上で関係のある項目のみ考慮する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議します。
91	120	第3章	第14節	4(1)3)④	説明用映写設備	「無線式」とありますが、有線式もお認め頂くことは可能でしょうか。無線式の場合、外部電波などによる通信障害の恐れもあるため。	実施設計協議において事業者提案でも同等以上の性能発揮が期待できるものであれば事業者提案を可能とします。
92	120	第3章	第14節	4(3)	説明用パンフレット	子供用・視覚障害者用は日本語表記のみ、という理解でよろしいでしょうか。また視覚障がい者用の部数に規定がありませんが、一般用と兼用という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、一般用と視覚障がい者用の兼用は不可です。視覚障がい者用の部数は200部とします。
93	121	第3章	第14節	6	重機	運営管理の観点で使い勝手や機能を考慮して準備調達ができるよう、管理運営企業が重機を調達することをお認めいただけますでしょうか。	事業者提案を可とします。DBO事業であることから設計協議時から管理運営時の使い勝手や機能性を意識した施設設計及び重機等の調達について管理運営企業と十分に協議・調整を行って下さい。
94	123	第4章	第2節	1(2)1(3)	土木工事	「3.0mまで浸水が想定される」とありますが、基準レベル(±0m)の位置をご教示お願いします。	現在の本施設の地面が基準レベルです。
95	124	第4章	第2節	2(2)2)	構内排水設備	場内雨水は、地中浸透を基本とすること。と記載がございますが対策降雨強度は65mm/hで計画してよろしいでしょうか。	実施設計時に協議します。
96	124	第4章	第2節	2(2)5)	構内排水設備	「貯留施設等の防災に寄与する設備とする。」とは具体的にどのような設備かご教示お願い致します。	内水氾濫対策に寄与する設備を想定しています。
97	125	第4章	第3節	1(2)2)②j)	受入供給設備	「点検用マンホールは～2個所以上設置」とありますが、ごみピット汚水槽のマンホールとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	130	第4章	第3節	1(2)6)	作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)	「作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)」とありますが、運転員関係諸室の事務室と兼用としてもよろしいでしょうか。	作業員関係諸室(保守点検業務従事者用)と運転員関係諸室の事務室を兼用とすることについてご提案いただくことは可能です。
99	130	第4章	第3節	1(2)7)⑥	その他	「地下階への階段は、複数設置し二方向避難とすること。」とありますが、コンベヤピットなど狭隘なスペースの場合は適用除外するという理解でよろしいでしょうか。	関係法令は遵守できることを前提ですが、そのうえで、安全性に問題はなく、不測の事態においても避難の遅れ等のリスクが回避できる場合は、事業者提案も可とします。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
100	131	第4章	第3節	2(1)3)	構造計画	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、建築非構造部材はA類、とされておりますが、本施設は一般室に面して配置される部材と捉え建築非構造部材ランクをbランクと考えて宜しいでしょうか。 また、天井について本件は特定天井に該当する箇所が無いため天井ふところ1.5m以上の場合の施工用補強以外、特別な耐震補強等は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段については、原案のとおりとします。 後段については、関係法令等を遵守できることを前提として、ご理解のとおりです。
101	134	第4章	第3節	3(1)7)	外部仕上げ	屋外に設ける金属金物類は、ステンレス製とすること。とあるが仕様部位によりアルミ製とすることが可能でしょうか。	仕様部位の環境上、アルミ製でも耐久上の性能がステンレスと同等以上であることを前提に提案を可能とします。
102	136	第4章	第4節	3(2)1) ③	基本的事項	「予備電源を用いた加圧給水方式」とありますが、ポンプ2台で並列交互運転行うという理解でよろしいでしょうか。	加圧給水方式におけるポンプ台数及び運転方法については、ご提案ください。なお、予備電源とは、非常用発電機の負荷という意味です。
103	136	第4章	第4節	3(2)1) ③	基本的事項	再利用水断水時には、上水系統からのバックアップを行うこと。とありますが、②プラットホーム洗浄水は、雨水を使用可能とすること。とありますので、再利用水とは雨水との理解でよろしいでしょうか。排水を再利用水とするまでの排水処理設備は予定しておりません。	ご理解のとおりです。
104	138	第4章	第4節	3(1)4)	給排水・衛生設備	「迂回のできない日常動線部分には埋設配管は行わないこと。」と記載がありますが、搬入・搬出車両動線上、その他ごみ処理作業における日常的な動線部分との理解でよろしいでしょうか。	埋設配管の修繕等が必要となった場合に、その作業のために、ごみ処理が停止することを回避する意図の記載です。 具体的には、搬入・搬出車両動線上、その他ごみ処理作業における日常的な動線部分を想定しています。
105	139	第4章	第4節	3(3)9)	衛生器具設備	洗濯室は一般作業衣用と重作業衣用を設けること。とありますが、限られたスペースしかありませんので、洗濯機を用途区分することによろしいでしょうか。	洗濯機を用途区分することについてご提案いただくことは可能です。
106	140	第4章	第4節	3(4)2)	消火設備	不活性ガス消火設備の設置については、消防法規上で必要な箇所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	142	第4章	第5節	-	-	ケーブルラック、集合配管、盤等を耐震クラスSとすると記載がありますが、ケーブルラック、集合配管については建物内全体になり計画・施工が困難となります。電気室内・EPS内等の範囲を限定して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
108	144	第4章	第5節	3(4)4)	構内通信網設備	「本庁への内線通話に対応したシステム」と記載がありますが、「管理棟との内線通話に対応したシステム」との理解でよろしいでしょうか。	「4) 本庁への内線通話に対応したシステム」は、「管理棟との内線通話に対応したシステム」としてください。
109	145	第4章	第5節	3(10)	自然エネルギー利用	東京都にて建築物環境計画書制度の改正が2025年4月（令和7年度）施行されますが、「再生可能エネルギー利用設備設置基準の新設（太陽光発電設備等）」について設置義務へ変更になる予定ですが適合させるよう計画することによろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
110	147	第5章	第1節	3(1)	作業日及び作業時間	「作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする（準備片付け除く）」と記載がありますが、これは解体工事のみ適用され、それ以外はP27工事条件（15）の通り、午前8時から午後5時まで施工可能と考えてよろしいでしょうか。	解体工事以外は、P28工事条件（16）の通り、午前8時から午後5時まで施工可能です。

■要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
111	151	第5章	第2節	4(11) 4(12)	廃棄物の保管方法及び処理処分方法	PCB含有廃棄物及びフロン含有廃棄物については、法令に基づき工事発注者である貴市にて該当品を特定頂き明細をお示し願います。	PCB含有廃棄物については、ありません。フロン含有廃棄物については、別添資料18を参照ください。
112	152	第6章		3(1)	仮置場	「災害発生時等の非常事態に必要な仮置場を計画する」とありますが、必要面積は事業者提案でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
113	153	第7章	第1節	2(2)	移転後の減容機室活用	ペットボトル減容ラインは移設ではなく、撤去・処分が工事範囲内という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	157	第7章	第4節	1(2)	基本方針	「本改修に伴う荷重の増減に関しては、構造設計資格者による照査を行った上で」とありますが、提示頂く既設構造計算書に記載されている荷重と本改修による荷重の増減に対して照査を行う理解でよろしいでしょうか。	既設構造計算書が不明の為、既存構造図等を参照し、荷重の増減に対して照査を行う理解でよいです。
115	158	第7章	第4節	2	職員及び見学者関係諸室	市民工房はリフォーム工房と兼用とする提案をお認め頂くことは可能でしょうか。	各諸室の規模を確保の上、基本設計時に協議します。
116	159	第7章	第5節	1(4)	改修・仕上計画	「既存の仕上材の一部に、アスベスト含有の可能性があるため、」と記載されていますが、アスベスト含有が判明した場合には地中障害物や土壌汚染対策と同様に予見できませんので別途協議をお願いします。	アスベスト含有が確認された場合は、別途協議します。

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1章	第2節	4	業務内容	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力会社などへ、業務の一部（特殊な業務や専門性の高い業務）を再委託することについて、お認めいただけますでしょうか。	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力企業などへ、業務の一部（特殊な業務や専門性の高い業務）を再委託することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他法令に反さない限りにおいて市の事前の承諾を得たうえで可とします。管理運営委託契約第8条に基づき再委託を行ってください。
2	3	第1章	第3節	6	一般廃棄物処理計画の遵守	「本市が毎年度定める『一般廃棄物処理実施計画』を遵守すること」とありますが、実施計画の変更により業務内容が変更及び追加となった場合、かかる費用は貴市所掌との理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。
3	4	第1章	第3節	8(1)	実施状況のモニタリング	「極力、本市がリアルタイムで確認」とありますが、貴市が想定されるご確認方法についてご提示いただけないでしょうか。	日報及び月報では、本規定の「極力、本市がリアルタイムで確認」を満たしません。
4	5	第1章	第3節	13(3)	警備・防犯	夜間や年末年始等、本施設において職員が不在となる期間の警備・防犯体制については警備システムによる無人警備と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の提案であれば可とします。
5	7	第1章	第3節	17(1) 17(2)	地元雇用・地域貢献	「地域への協力や貢献に努めること」とありますが、具体的な協力内容等がございましたらご教示をお願いします。	事業者にてご提案ください。
6	11	第1章	第4節	5(1)6	本業務期間終了時の引渡し条件	「電気自動車用急速充電器及び～リース契約等の延長、市への引渡等を行うこと」とありますが、契約延長等の手続は協力いたしますが、延長期間に必要なリース費用等については範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	12	第1章	第5節	5(3)	その他	運営終了時における廃棄物・排水等の原則処理について、事業期間終了時においても残置物が発生します。運転計画に基づき、残留する分について事業者側の責とならないとの理解でよろしいでしょうか。例えば、事業期間最終日に搬入される廃棄物のうち、処理できなかった廃棄物の処理・処分等は事業者の責とならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細については引渡協議期間に改めて協議します。
8	13	第2章	2	(2)	有資格者の配置	電気主任技術者の配置について、管轄の電気保安協会等へ外部委託（非常駐・兼任）することをお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	14	第3章	1	(5)	受付管理	「本市が定める方法で本市に代わり収納すること。」とありますが、収納手段は現金のみと考えてよろしいでしょうか。現金以外（電子決済等）を行う場合、係る手数料は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	現段階では収納手段が現金のみとは言えません。原案のとおり、本市の指定する方法で収納して頂くことは事業者の業務範囲であり、一切の費用は事業者負担です。
10	14	第3章	1	(5)	受付管理	現段階で導入を検討されている現金以外の決済手段をご教示ください。	現段階では、クレジット、バーコード、交通系電子マネーを検討していますが、今後変更になる可能性があります。
11	14	第3章	1	(6)	受付管理	「収納した料金を、本市が定める方法によって本市に引き渡すこと。」ありますが、具体的な引渡し方法をご教示をお願いします。	現段階では特定の収納手段を確約できません。

■要求水準書（管理運營業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
12	14	第3章	1	(7)	受付管理	市民からの粗大ごみの搬入に関する問合せへの対応を行うこと、とありますが、現状のお問い合わせの件数および体制をご教示をお願いします。	原則、コールセンターにおいて問合せ対応を行っていますが、本施設に粗大ごみを直接搬入される方からの問合せ対応を行ってください。現在、直接搬入は平日が一日最大120件、土曜日が200件で、その時の直接搬入した市民からの問合せ対応を想定しています。また、直接搬入業務については品目制であることから、平日は4人、土曜日は15人で対応しています。なお、直接搬入については重量制への変更を予定しています。
13	14	第3章	1	(8)	受付管理	貴市の指定する粗大ごみ搬入予約システムを使用して受付管理を行うこと、とありますが、現状のシステム仕様等についてご教示をお願いします。	インターネットの閲覧が可能なパソコンとしてください。参考として現状の仕様は以下のとおりですが、令和7年度よりシステムが変更となります。 現在の仕様：OS Windows10Pro
14	14	第3章	3	(3)	受付時間	受付時間外であっても、市が指示する日および時間について受付管理を行う、とありますが、上限時間をお決め頂く事は可能でしょうか。	具体的な日時を特定できないイレギュラーな対応を想定したものであり、上限時間を確約することはできません。
15	15	第3章	3		表2 本施設(管理棟を除く)の受付時間	1月の最初の土日が三が日であっても、受付とすることによるでしょうか。	1月の最初の土日が三が日の場合、三が日は休場とし、その次の土日が受付となります。ただし、その年の暦に合わせて毎年指示します。
16	16	第4章	第1節	2(8)	処理能力	小型充電式電池について絶縁処理を行うこととありますが、絶縁処理し、出荷した実績についてご教示ください。また、電気シェーバーやリチウムイオン電池など、端子絶縁が困難なものの処理・搬出方法についてご教示をお願いします。	前段については、年間の出荷実績は約35トンです。後段については、絶縁が困難なものについては、何も処理せずに、絶縁処理したものと併せて搬出しています。
17	17	第4章	第1節	6	運転時間	ごみの搬入や貯留状況によって、ごみの受入を円滑に行うことを目的とし、5時間/日を超えての運転を行う必要が生じる機会が予想されます。かかる機会の際の運転時間の延長についてはお認めいただけると認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、具体的な運用は、管理運営準備期間に協議します。
18	17	第4章	第1節	7(1)	重機類・車両等の仕様	重機類・車両等をSPCが用意する、とありますが、リース契約等も鑑み、SPCの構成員または委託先が車両を手配することもお認めいただけますでしょうか。	手配の手段は事業者提案に委ねますが、管理運営委託契約は本市とSPCとの契約である点をご留意ください。
19	17	第4章	第3節	(2)	搬入管理	「搬入禁止物を持ち込んだ搬入者に対して、確認のうえ本市が定める対処方針に従い搬入可否の対応を行うこと。」とありますが、搬入者がこれに応じていただけない場合等の場合は必要に応じて貴市職員からもご指導いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	17	第4章	第3節	(4)	搬入管理	ごみ荷下ろし時の指示説明は運転員が行いますが、トラブル防止のため、荷下ろしは原則持込者本人にご実施いただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	17	第4章	第4節	(1)	適正運転	「本業務開始後に法令等により搬入基準が変更となり～」とありますが、変更により運営費用に増減が発生する場合、係る費用は貴市ご負担という理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。なお、法令変更により運営費用の減少が生じた場合には、協議にてサービス対価の取り扱いを決定するものとします。管理運営委託仮契約書において、「法令変更により事業者がより低い費用負担でもって業務の実施が可能になった場合には、市は事業者と協議のうえ、委託料を減じるよう求めることができる」旨の規定を追記します。

■要求水準書（管理運営業務編）に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	18	第4章	第4節	(5)	適正運転	「産業廃棄物の廃プラスチック類」の処理、とありますが、本施設は上記ごみを対象とした施設の設置許可をされるとの理解でよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理施設として設置の届出を行います。産業廃棄物の廃プラスチック類をベール化する場合は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第26条の規定に基づき行います。
23	19	第4章	第6節	(7)	運転計画の作成	「繁忙期等、本市が指示した時期や期間に関する運転計画を作成すること。」とありますが、繁忙期及び貴市が指示する可能性がある時期をご教示願います。	現段階では特定の時期を確約できません。
24	24	第6章	第1節	2	環境保全計画	事業者の責に起因しない事由で、環境保全基準の測定項目や方法等が変更となった場合は設計変更として発注者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	管理運営委託契約第31条に基づき対応します。
25	26	第8章	1	(4)	資源化業務の条件	「資源化先と本市における取引事務に必要な手続き等の支援を行うこと」とありますが、支援の範囲は資源化先の探索と貴市への報告（紹介）程度と考えればよろしいでしょうか。	探索と報告以外を妨げるものではありません。様式集（第12-4号様式）でご提案ください。
26	30	第10章	3		見学者対応	見学者対応について、想定されている年間見学回数、一回あたりの見学人数、対象者（自治体、学校、一般）等をご教示願います。	年間見学回数30回程度、一回あたりの見学人数は学校見学の場 合が最大で180人程度で、何グループかに分けて対応しています。 対象は自治体、学校、自治会・市民グループ、一般市民等です。

■様式集に対する質問への回答

No.	頁	様式番号	大項目	中項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	-	-			記載要領（第12号様式～第13号様式）	提案書の提案記入枠は必要に応じて調整しても構いませんでしょうか。	構いません。
2	-	-			記載要領（第12号様式～第13号様式）	提案書の補足説明するため添付資料を提案書と併せて提出してもよろしいでしょうか。また、その体裁については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	各様式で指定の無い書類の添付は認めません。
3	-	-			記載要領（第12号様式～第13号様式）	設計・建設業務、管理運営業務提案書（第12号様式）と事業計画提案書（第13号様式）はそれぞれ別々に正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて40部）を提出か、第12号様式と第13号様式を1冊にまとめて製本し、正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて20部）を提出するのをご教示お願い致します。	第12号様式と第13号様式を1冊にまとめて製本し、正本1部、副本19部（第12号様式と第13号様式併せて20部）を提出してください。
4	-	-	2	①	記載要領（第12号様式～第13号様式）	「①提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成してください。」とありますが、本文の文字サイズが11ポイント以上であれば問題ないという理解でよいでしょうか。	本文が図表以外の文章のことであれば、ご理解のとおりです。
5	-	-	2	②	記載要領（第12号様式～第13号様式）	使用ソフト（WORDやEXCEL）のバージョンの制限はありますでしょうか。	ありません。
6	-	-	3	③	記載要領（第12号様式～第13号様式）	通し番号の付け方は、第12号～第13号様式続けたの通し番号という理解でよいでしょうか。それとも様式12、13それぞれの通し番号でしょうか。	第12号～第13号様式続けたの通し番号となります。
7	36	第13-3号様式	2	(3)ア	地域への貢献	「※関心表明を有する場合、当該関心表明書を添付資料として提出することも可とします。」とありますが、関心表明書類の様式は事業者の任意様式でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	-	第13-1-4号様式			SPCの長期収支計画表	「第13-1-4号様式 SPCの長期収支計画表」について、SPCの清算は事業終了年度の翌年度に発生するため、AH列に清算年度である令和31年度を追加してもよろしいでしょうか。	AH列に精算年度を追加することを可とします。
9	-	第13-1-4号様式			SPCの長期収支計画表	「第13-1-4号様式 SPCの長期収支計画表」について、EIRRの枠が毎年設けられておりますが、計算値は事業全体のEIRRを合計欄（AI列65行目）に記載する対応でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	11	第14条	7		契約の終了	再公告前の質問（第1回）「基本仮契約書（案）」No. 2への回答にて、本項の「第2項乃至第6項」は誤記で「第3項乃至第6項」に修正する旨ご回答いただきましたが、再公告資料に修正が反映されておられません。ご修正いただけますでしょうか。	契約協議後、基本仮契約書につきまして、「第2項乃至第6項」を、「第3項乃至第6項」と修正いたします。

■建設工事請負仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	1	第1条	13		総則	本項に「乙は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、設計若しくは工事の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。」とございますが、例えば、地中障害物、土壌汚染、軟弱地盤その他入札資料等から予見できない用地の瑕疵や既存施設の不備に関するものは、貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見することができない用地の瑕疵や既存施設の不備が認められた場合は、市及び事業者間で協議を行います。また、事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に予見できない用地の瑕疵や既存施設の不備により、客観的に工事の施工ができない場合、市は第20条に基づき工事の中止等の対応を行います。
2	1	第2条	2		関係工事の調整その他の協力	工期中に既存施設でゴミ処理が継続されることについては、乙も甲の調整に従った合理的な協力をいたしますが、既存施設のごみ処理業務は甲が委託する業者が行うものであり乙にはコントロールができないことから、甲も甲からの業務受託者に、乙の行う工事に関して調整に基づいて協力をさせると理解してよろしいでしょうか。	市は、市からの業務受託者に対して、可能な限り本事業で実施する工事との調整を行います。しかし、市からの業務受託者及び事業者間での要望の調整が行えない場合には、甲からの業務受託者からの要望を優先する点についてご理解ください。
3	6	第26条	2		賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	変動後残工事代金額について、「請負契約締結の日における賃金又は物価からの変動後の前項の規定による請求があった日における賃金又は物価」を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう、と規定されていますが、上記括弧書部分は、前回公告時の建設工事請負仮契約書（案）第26条第2項の規定である「変動後の賃金又は物価」とどのような点で実質的な違いがあるのでしょうか。	前回公告時の規定から、内容の変更は生じておりません。物価改定の基準日が「請負契約締結日」であることを明確化するための修正をしております。
4	6	第26条	4		賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	第26条第4項に基づき、請負代金額の変更を再度行う場合、同条第2項及び第3項における「請負契約締結の日」も同条第1項同様、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	7	第30条	1		不可抗力による損害	本項記載の「不可抗力」は、天災以外にも第三者による人為的事象で市及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざるものも含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、第三者による人為的事象を含め、ある事象が「不可抗力」に該当する否かは甲及び乙の協議により定まるものとご理解ください。
6	11	第54条	2		契約不適合責任期間等	「設備機器本体等」については第1項と異なる規定が置かれています。この「設備機器本体等」は具体的に何を指すのでしょうか。	事業者がメーカーから購入し備え付けるものや、設備内の仕上げ・装飾、植栽等を想定しています。ただし、要求水準書に定める建築設備やプラント設備については、建設工事請負契約書第54条第1項及び要求水準書の規定が適用されます。
7	12	第54条	6		契約不適合責任期間等	本項記載の「重過失」とは、最高裁判例の示す通り、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	14	不正行為による違約金に関する特約条項第3条			不正行為による違約金	本条に「乙は、契約条項第45条各号のいずれかに該当するときは、」とございますが、約款第45条には各号の定めがありません。誤記でしょうか。	契約協議後、建設工事請負仮契約書につきまして、「契約条項第45条各号」を、「基本契約第14条第3項第1号」と修正いたします。

■管理運営委託仮契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第4条	1		契約の保証	「乙は、契約期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに～10分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない」とありますが、「当該事業年度」とは、入札説明書P.2 ウ(イ)の管理運営期間の各年度のことを指しているとして理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	3	第4条	2	4	契約の保証	特定事業契約契約日から令和10年度までは、管理運営業務委託の年間委託料金額が発生しないため、履行保証保険契約を締結できません。そのため、履行保証保険の付保は、特定事業契約時ではなく、管理運営業務委託の直前に付保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 管理運営期間における初年度の開始日までに、履行保証保険の付保を行ってください。
3	3	第4条	2	4	契約の保証	管理運営期間における履行保証保険契約について、保険会社によると「履行保証保険の契約最〇期間は1年」とのことですので、本事業において履〇保証保険は毎年契約を更新するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	第8条	1		第三者の使用	「乙は事業者提案に従って業務の全部又は一部を再委託するものとする」とありますが、管理運営委託仮契約21条に記載されている料金の徴収業務は管理運営企業に再委託できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	5	第8条	2		第三者の使用	SPCから弁護士や税理士、保険会社への発注行為は再委託には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの運営業務に係る業務についてはご理解のとおりです。なお、SPCから弁護士や税理士、保険会社へのその他本事業に関わる委託については市に事前に相談することとしてください。
6	5	第9条	3		緊急時の対応等	管理運営委託仮契約書（案）には、緊急時の対応等について「この場合における本施設の処理の費用については、甲は、この契約に従って変動費により支払うものとする。」とありますが、要求水準書（管理運営業務編）P6 16. 災害発生時等の協力には「変動費での支払いを基本としつつ必要となる対応を踏まえ、本市との協議により決定する」とあります。要求水準書に合わせて、管理運営委託仮契約書の条文を「原則、変動費により支払うものとする」とご変更いただけないでしょうか。	ご要望を踏まえ、契約協議後、管理運営委託仮契約書において、「この場合における本施設の処理の費用については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあつては、この契約に従って変動費により支払うものとする。」と修正します。
7	5	第9条	3		緊急時の対応等	「震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況において、その処理又は搬出を甲が実施しようとする場合、乙は、甲の要請に従って協力する。この場合における本施設の処理の費用については、甲は、この契約に従って変動費により支払うものとする。」とありますが、この処理の費用には、①要求水準書（管理運営業務編）第3章3（p.14）に示す受付時間外での定常的な受付が必要な場合、②本事業施設以外の設備等が必要となる場合、③人件費が増加する場合の費用が含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	本施設の処理の費用については、No.6の回答のとおり、甲乙協議により決定します。 ご提示いただいた①～③までの費用が含まれますが、当該費用の金額については、社会通念上相当と認められる範囲に限られます。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	質問への回答
8	10	第23条	1		業務の履行責任	入札説明書等から合理的に把握できない既存施設の不備については、乙の責任ではないとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設の撤去は建設業務の一部です。運営期間中に改修対象施設の不備が生じた場合に、事業者が施工した部分以外で事業者が契約締結時に利用しうる情報から合理的に把握できない範囲の不備は事業者の責任ではありません。
9	10	第23条	1 4		業務の履行責任	「本施設の基本性能が発揮」できない理由が、建設工事の契約不適合に起因するものであり、かつ、建設工事の契約不適合責任期間が経過している場合は、貴市が当該責任を負うと理解してよろしいでしょうか。そうでない場合、建設工事の契約不適合責任期間を定めている必要性がなく、また、管理運営事業者に当該責任が転嫁される理由がないと考えられます。	建設工事の契約不適合責任に起因するものであり、かつ、建設工事の契約不適合責任期間を経過している場合であっても、以下の理由により、管理運営事業者が責任を負担します。本事業は、設計、建設及び運営を不可分一体の事業として発注するものです。建設工事の責任を追及できない場合、管理運営事業者に対しても責任追及が行えないとすると、分離発注と変わらず、本事業を不可分一体とする意義が失われます。なお、ご提示いただいた責任については、管理運営事業者及び建設JV間で内部調整をしてください。
10	11	第24条	2		履行遅延の場合の損害金等	本条第2項の遅延違約金と第19条（委託料の減額又は支払停止）に記載の委託料の減額の適用範囲について、重疊的に課されるものなのか（重疊的に課するのであれば、二重のペナルティを課す理由をごお示しいただきたいです。）、適用範囲が異なり重疊的に課されるものではないのであれば、適用範囲の違いをご提示いただけないでしょうか。	下記のとおり、第24条第2項における遅延違約金と、第19条に定める委託料の減額については、それぞれ下記のとおり目的が異なるため、重疊的に課される場合があります。第19条に定める委託料の減額は、業務の履行状況是正を目的としています。一方、第24条第2項における遅延違約金は、事業者による履行遅延により、市に生じた損害の補填を目的としています。
11	11	第25条			損害賠償等	本条は乙に帰責性がある場合に限り乙が甲に対して損害賠償義務を負うとの理解でよろしいでしょうか。	第25条に基づき事業者が本市に対して損害賠償義務を負う場合とは、本市の責めに帰すべき事由又は不可抗力に該当する場合以外で、事業者が本市に損害を与えた場合に限られます。
12	12	第29条			不可抗力によって発生した費用等の負担	不可抗力により保険を適用したことで保険料が増加した場合は、対価改定の対象としていただけますでしょうか。	不可抗力により保険料が増加した場合には、当該増加分の保険料についても、第29条第2項又は第3項に基づき、市は費用負担や契約変更等必要な対応措置を行います。必ず対価改定の対象になるものではありません。